

**岡山市飲食店感染防止強化補助金**  
**Q & A**  
**(第1版)**

**令和3年4月27日**

# 1 補助対象者

## Q 1-1 補助対象者は？

- A 食品衛生上の飲食店営業許可または喫茶店営業許可を有し、岡山市内で店内飲食を提供する店舗(飲食スペースを持つテラス営業、移動販売等を含む。)が対象です。  
あわせて対象期間中(令和3年4月1日(木)～6月30日(水)、以下「対象期間」という)に補助対象となる感染対策用品を購入し、支払いが完了していることが要件になります。  
なお、対象期間内に営業許可を受けていない場合は対象外です。

## Q 1-2 複数店舗を経営している場合は？

- A 店舗ごとの申請になります。申請書、営業許可書等の添付書類は店舗ごとに作成してください。なお申請は1店舗につき1回限りとなります。

## Q 1-3 テイクアウトのお店は対象になりますか？

- A テイクアウトや移動販売、屋台についても、自社でいす・机を用意する等、飲食スペースを設けている場合は対象となります。ただし、自動販売機は対象になりません。

## Q 1-4 事業所の食堂は対象になりますか？

- A 飲食店営業許可を取っている場合でも、自社の社員のみが利用する食堂の場合は対象になりません。

## Q 1-5 県外の事業者でも対象になりますか？

- A 主たる事業所が岡山市外であっても、岡山市内に店舗があれば対象になります。

## Q 1-6 フードコートの飲食店は対象になりますか？

- A 対象になります。申請方法についてはお問い合わせください。

## Q 1-7 移動販売車等で食事スペースが公園のベンチのような公共スペースの場合でも対象になりますか？

- A 対象になりません。

Q 1-8 主に酒類を提供するスナックは対象になりますか？

A 飲食店営業許可を有し、岡山市内で店内飲食を提供する店舗であれば対象になります。

## 2 補助の対象となる感染対策用品

Q 2-1 飛沫防止板とは？

A アクリル板、ビニールカーテン等、客と客、または店員と客の間を物理的に分離することにより、飛沫による感染拡大を防止するもので素材は問いません。また、自作した場合の材料費・加工費も対象になります。その場合、材料の内訳が確認できる明細が必要になります。

Q 2-2 非接触体温測定器とは？

A 非接触式検温計、サーマルカメラ等、非接触で来客の体温を測定し体温が高い客の入店を断り、感染拡大を防止するもので表示方法は問いません。既存のスマホに接続して使用するセンサーやセンサーとモニターのセットは対象となりますが、体温測定機能のないモニターのみやモニター用と称する汎用性の高いPC、スマホ、タブレットやスマホアプリ代は対象外です。

Q 2-3 CO2濃度測定器とは？

A CO2モニターやCO2センサー等、店内の二酸化炭素濃度を検知することで、数値として可視化し、換気状況を確認するのに有効なもので、表示方法は問いません。既存のスマホに接続して使用するセンサーや、センサーとモニターのセットは対象となりますが、CO2測定機能のないモニターのみやモニター用と称する汎用性の高いPC、スマホ、タブレットやスマホアプリ代は対象外です。

Q 2-4 非接触消毒液とは？

A 非接触のアルコールディスペンサー、足踏み式消毒スタンド等、客が機器に手を触れることなくアルコール液剤等で手指を消毒するもので、機器と同時購入であればボトルや消毒液も対象となりますが、消毒液のみは対象外です。

Q 2-5 消毒液のみの購入も対象になりますか？

A 消毒液のみの購入は対象外です。消毒機器と同時に購入した場合にのみ対象になります。

**Q 2-6 複数の用品購入も対象になりますか？**

A 複数の用品の組み合わせも可能です。組み合わせた場合についても補助金の上限額は50,000円です。

**Q 2-7 複数の店舗分をまとめ買いした場合も対象になりますか？**

A 店舗ごとの申請となりますので、店舗ごとに分けて領収書の提出が必要になります。

**Q 2-8 ネット購入した場合も対象になりますか？**

A ネット購入の場合も対象となります。ただし、店舗ごとの申請となりますので、店舗ごとに分けて領収書の提出が必要になります。

**Q 2-9 補助対象経費とは？**

A 【対象】

- ① 飛沫防止板、② 非接触体温測定器、③ CO2濃度測定器、④ 非接触消毒器の購入・加工・設置費用のみ対象となります。

【対象外経費の例】

・領収書や振込明細等の宛名が、申請書に記載した「申請書名(会社名／個人名／屋号)」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」以外のものや空欄のもの

・申請書に記載した「申請書名(会社名／個人名／屋号)」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」以外のクレジットカードで支払ったもの

・一般価格や市場相場等と比べて著しく高価なもの及び中古品

・グループ企業や関連会社、自社の役員や社員等に対して支払ったもの

・手形・小切手・金券・商品券・ポイント等による支払いを行ったもの

・他の取引と混在した支払いであって明細等で当該経費が判別できないもの

・他の取引との相殺による支払いを行ったもの

・領収書、振込データ、通帳等、支払いが確認できる書類が提出できないもの

・補助対象は購入・加工・設置費用(税抜き)のみです。送料や手数料等は対象になりません。

・感染対策用品のレンタルまたはリースの費用は対象になりません。

**Q 2-10 感染対策用品の発注は6月末に完了したが、納品は品薄のため7月以降になる場合は対象になりますか？**

A 6月末までに支払いを完了している場合は、用品が届いていなくても対象になります。

その場合は、感染対策用品の写真以外の必要書類を添付のうえ、7/12(月)までに申請し、用品が届き次第、その感染対策用品の写真を8/31(火)までに追加提出してください。

追加資料の提出後に審査を行うこととなりますので、補助金が認められた場合でも支給が遅れます。また、追加資料が提出されない場合は取り下げたものとみなします。あらかじめご了承ください。

Q 2-11 ロールカーテンやパーテーションは対象になりますか？

A 「Q 2-1 飛沫防止板とは？」の回答にあてはまる場合は対象になります。

Q 2-12 飛沫防止対策としてマスクや空気清浄機は対象になりますか？

A 補助対象経費は「Q 2-9」をご覧ください。マスクや空気清浄機は本補助金の対象にはなりません。

Q 2-13 移動販売車のCO2濃度測定器購入など、実情に合わない購入物は認められますか？

A 「Q 2-1」～「Q 2-4」に記載の目的にあたらぬ場合は対象になりません。

Q 2-14 飛沫防止板について、テーブル以外で使用する場合も対象になりますか？

A 「Q 2-1」に記載の用途で使用する場合、その店舗内での設置場所は問いません。

Q 2-15 非接触体温測定器と非接触消毒器が一体の場合も対象になりますか？

A 「Q 2-1」～「Q 2-4」に記載の内容を満たすものであれば対象になります。

### 3 申請手続き

Q 3-1 申請書の取得は？

A 申請書は岡山市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000029368.html>



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

**Q 3-2 申請手続きは？**

A 岡山市のホームページから申請書をダウンロードできますが、受付は郵送のみとなりますので、提出書類一覧（チェックリスト）の裏面をご確認のうえ、店舗所在地の商工団体へ提出してください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での受付は行いませんのでご協力をお願いします。

なお、申請書類は商工会議所、各商工会、岡山市の本庁舎、各区役所総務地域振興課、支所総務民生課、地域センターでも配布します。

**Q 3-3 申請書はいつ出せばいいのか？対象の用品を買う前に提出する書類はないのか？**

A 経費の支払いを終えてから申請書類一式を提出していただくことになります。申請と審査を簡略化するため交付申請と実績報告を1度に行うこととしており、事前の提出は必要ありません。

## 4 申請書の記入について

**Q 4-1 申請者と申請する店舗の情報が同一の場合も再度記入が必要ですか？**

A 申請書の「申請者」欄と「申請する店舗の情報」欄に記入する内容が同一の場合も再度記入をお願いします。

**Q 4-2 誓約・同意事項は誰の署名ですか？**

A 申請者欄に記入された代表者の方が直筆で署名いただくか、または記名のうえ押印をお願いします。

押印は、申請者が法人の場合は代表者印を、個人事業主の場合は認印を押してください。

※店舗情報欄に記載している“責任者”名では、誓約・同意事項の署名または記名・押印できませんのでご注意ください。

**Q 4-3 市・国・県等の他の補助金を受給している場合は？**

A 本補助金以外で対象の感染対策用品を購入している場合でも、追加購入、買い替え等を行う場合は対象になります。ただし、市・国・県等、他の補助金の対象にした又はする予定の経費は本補助金の対象にはできません。

**Q 4-4 振込口座は店舗の責任者名義でも振込できますか？**

A 振込できます。

申請書の「1 誓約・同意事項」で同意していただいたうえで、「6 補助金振込口座」に振込いたします。

## 5 添付書類

Q 5-1 添付書類について教えてください。

A 「記載要領 添付書類について」をご覧ください。

岡山市ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000029368.html>



QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

Q 5-2 飲食店営業許可、喫茶店営業許可を申請中の場合は？

A 令和3年4月1日(木)～6月30日(水)の期間内に許可を受けている場合は対象となります。ただし、許可書が届いていない場合は、期間内に許可書以外の書類を提出していただき、許可書は届き次第送付してください。(8月31日(火)までに追加提出してください)

追加資料の提出後に審査を行うこととなりますので、補助金が認められた場合でも支給が遅れます。また、追加資料が提出されない場合は取り下げたものとみなします。あらかじめご了承ください。

Q 5-3 領収書について教えてください

A 領収書は以下の①②③の全てを満たしている必要があります。

①領収日(支払日)が記載されていること。

②領収書の宛名は申請書に記載した「申請書名(会社名/個人名/屋号)」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」のいずれかと一致していること。

③但し書きとして、製品名、個数、単価などの内訳が確認できる内容が記載されていること。

※但し書きの記載がない場合は、納品書などの明細が確認できるものを貼付してください。領収書等に商品一式としか記載されていない場合は、補助対象になりません。

Q 5-4 領収書の原本を提出した場合は返却してもらえますか？

A 領収書等を含めて、提出していただいた書類は返却できません。

**Q 5-5 クレジットカードで支払いを行ったときに必要な添付書類は？**

- A 次の①②③全て必要です。(クレジットカードの名義は申請書に記載した「申請書名(会社名/個人名/屋号)」、「代表者名」、「店舗名称」、「店舗責任者氏名」)
- ① クレジット払いであることと、宛名、金額の内訳が明記された領収書。
  - ② クレジットカード会社発行のカード利用明細。(インターネットによる明細を印刷したもので可)
  - ③ 引き落としが確認できる通帳のページの写し。

**Q 5-6 クレジット決済で購入した場合、対象期間内に代金の引き落としが完了する必要がありますか？**

- A 対象期間内にクレジットカードで購入したが、代金の口座引き落としが6月30日(水)までに完了しない場合は、Q5-5の①②を添付して申請した上で、引き落としが完了した後に③を追加送付してください。(8月31日(火)までに提出してください)
- 追加資料の提出後に審査を行うこととなりますので、補助金が認められた場合でも支給が遅れます。また、追加資料が提出されない場合は取り下げたものとみなします。あらかじめご了承ください。

**Q 5-7 銀行振込(ネットバンキング含む)による支払いの場合の必要書類は？**

- A 次の①②③全て必要です。
- ① 補助対象期間の納品書等で、商品明細、購入者(申請者または店舗名)、金額が確認できるもの。
  - ② 補助対象期間内の振込控え。
  - ③ 通帳のページのコピー等、振込金額が引き落とされたことが確認できるもの。

**Q 5-8 スマホ決済による支払いの場合の必要書類は？**

- A 次の①②全て必要です。
- ① 補助対象期間の納品書等で、商品明細、購入者(申請者または店舗名)、金額が確認できるもの。
  - ② 宛名、金額等の内訳が明記された領収書。(「領収書」については Q5-3を参照ください。)

## 6 補助金振り込み

**Q 6-1 補助金はいつごろ振り込んでもらえますか？**

- A 申請受付後審査を経て、約1か月での支給を予定しています。添付書類の確認のため、内容の審査に時間を要しますのでご理解のほどお願いします。
- ただし、書類に不備がある場合などはこの限りではありません。



**Q 6-2 補助金は課税の対象になりますか？**

A 現時点において、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されます。ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。

**Q 6-3 補助金の金額はどのように決まりますか？**

A 申請書「5 経費の内訳」や添付資料等を審査のうえ、決定します。